

永平寺町導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

永平寺町（以下、本町という）は嶺北地方のほぼ中央に位置し、東西約 15.5km、南北 10.5km、総面積 94.43 km²の町である。町内の中央を県内最大の河川である九頭竜川が流れており、九頭竜川に平行して国道 416 号とえちぜん鉄道が走っている。西部には北陸自動車道が南北に通る、平成 29 年には北陸自動車道と接続する中部縦貫自動車道が大野インターチェンジまで開通、令和 5 年 3 月 19 日には大野油坂道路（延長 35.0 km）において大野 IC～勝原 IC 間の延長 10.0 km が開通した。今後、長野県松本市に至る中部縦貫自動車道の全線開通が予定される等、交通の要衝として重要な地位を占めている。

本町の人口は、令和 5 年 1 月 1 日現在で 17,784 人であり、第二次永平寺町総合振興計画によると、今後も減少が続き、令和 22 年（2040 年）には 17,325 人になると推計されている。

本町の産業構造としては、事業所数を産業大分類別に見ると、繊維産業をはじめとする製造業、卸売業・小売業を中心に多様な業種の事業所が点在している。町内事業者の約 80% が小規模事業者のため下請けの事業者が多く、他企業の実績や景気等外部からの影響を非常に受けやすい中、事業者の高齢化による生産力の低下や販路開拓の停滞も課題となっており、少子高齢化による後継者不足などにより今後、廃業となる事業者は増加することが見込まれる。

また、雇用情勢については、福井県の有効求人倍率は令和 4 年 11 月時点で 2.00 倍であり、全国平均 1.35 倍を大きく上回っている。一方、本町の有効求人倍率は 0.60 倍と、求職者が多い状況にも関わらず、町内常住就業者の近隣市への流出や町内事業所とのミスマッチが要因となり人手不足と労働力の確保が困難な状況となっている。

このような状況から、本町における産業の維持・発展を図るためにも、先端設備等の導入を促進し、町内の事業者の労働生産性の向上を図っていくことが必要である。

(2) 目標

本町では、第二次永平寺町総合振興計画において、「地域の価値を高め、賑わいのあるまちづくり」という基本目標を掲げている。この目標の実現に向けて、町内事業者の設備の導入を支援し、町内事業者の労働生産性を向上させることによって、地域経済の更なる活性化を目指す。先端設備等の導入目標は、導入促進基本計画の期間 2 年間に 8 件の導入を目指す。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した町内事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるもの。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

町内の幅広い事業者の先端設備等の導入を促進し、本町全体の産業における労働生産性を向上させるため、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

町内の多様な事業者の先端設備等の導入を促進し、本町全体の労働生産性を促進するため、本町の全てを対象地域とする。

(2) 対象業種・事業

本町の経済は、製造業、卸売業・小売業を中心に多様な業種によって支えられている。したがって、本町の多様な業種の生産性向上を実現させるため、全ての業種・事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年7月19日から令和7年3月31日とする。

計画期間は原則として2年間であるところ、町全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの協調・連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間及び5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

①人員削減を目的とした取り組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

②町税に滞納がある場合は、先端設備等導入計画認定の対象としない。

③公序良俗に反する取り組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の対象とせず、健全な地域経済の発展に配慮する。